

■古賀市景観計画の目的

古賀市においては、居住環境を良好に保つことを主目的とする

- ① 古賀市が目指す景観像や景観まちづくりの目標を明らかにし、共有すること。
- ② 地域の景観の調和を保つため、一定の強制力を持ったルールを定めること。
- ③ 市民・事業者・行政の共働による景観まちづくりの推進方策について定めること。



■古賀市の景観まちづくりの2本柱

●景観法に基づいた規制・誘導

古賀市景観計画においては、周囲の景観に与える影響が大きい、大規模な建築行為（延床面積が500㎡以上）や開発行為（開発面積が1,000㎡以上）等を届出対象とし、壁面の色彩基準その他の景観形成基準に適合するよう規制・誘導する。
※小規模なものは、努力義務

●共働の推進

市民・事業者・行政それぞれの役割を踏まえ、それぞれができる景観まちづくりを互いに連携しながら推進する。
※特に市民主体、ボトムアップで推進されることを主眼に、市民ができる景観まちづくりについては、ボランティア活動による取り組みのほか、地域による協定や、地域住民による景観計画の提案制度も記載

■古賀市景観計画の構成と概要

①古賀市が目指す景観像や景観まちづくりの目標

序章：景観まちづくりの考え方

・景観計画策定の背景と目的、景観計画の位置づけ、古賀市の景観特性などを記載

第2章：良好な景観の形成に関する方針【任意（努力義務）】

・4つのゾーン（うみ・まち・さと・やま）と2つの軸（幹線道路軸・河川軸）を設定し、それぞれについて、ゾーン別目標、景観形成方針、めざす景観像を記載

※【必須】景観法による景観計画記載必須事項・【任意】景観法による景観計画記載任意事項（必要に応じ記載）

②地域の景観の調和を保つためのルール

第1章：景観計画の区域【必須】

・市全域を景観計画の区域とすることを記載

第3章：良好な景観形成のための行為の制限に関する事項【必須】

・法に基づく届出対象行為を記載
・届出対象行為ごとの、適合すべき景観形成基準を記載

第4章：景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針【必須】

・景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針を記載

第5章：景観重要公共施設の整備に関する事項【任意】

・景観重要公共施設の指定の方針、整備に関する事項を記載

第6章：屋外広告物の表示等の制限に関する事項【任意】

・屋外広告物に関する景観誘導指針を記載

届出行為	景観形成基準（主なもの）
建築物の新築等 工作物の新設等	●外壁や屋根の色彩基準（外壁については、マンセル値に基づく規制により、極端に派手な色彩を原則禁止） ○周囲の景観と調和した形態、意匠とする ○高さ、位置、配置は周囲の景観を阻害しないよう配慮する など
開発行為	○樹木の伐採は必要最小限にとどめるよう配慮する。 ○擁壁を設置する際は、周囲の景観と調和した形態、意匠とする
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	○形状を変更する土地の範囲は必要最小限とする ○樹木の伐採は必要最小限にとどめるよう配慮する
生業として行う屋外における廃棄物又は再生資源の堆積	○堆積物が周囲から見えないよう壁や植栽で遮蔽するなどの工夫を行う ○遮蔽壁を設置する場合は、周囲の景観と調和した形態、意匠とする

③共働による景観まちづくりの推進方策

第7章：共働による景観まちづくりの推進
市民・事業者・行政それぞれの役割と、それぞれができる景観まちづくりについて記載

○景観法に基づく景観計画を策定すると、計画が適用される「景観計画区域」では、建物の新築や改築などの際に、市に届け出が必要となる。計画の基準を満たしていない場合、市は勧告や変更命令を出すことができる。